

76	建設局 (公 益財團法 人園 林 業 協 会)	協会は、旧古河庭園の「春のバラ フェスティバル」実施に伴い、「ライト アップ」の設備設置及び維持管理保守を 委託しており、この契約ではライト アップ期間を令和3年5月7日から同 月19日までと定めている。	協会は、令和5年3月3日付で 「契約変更手続を行うことを明記した。 【2-1】	協会は、令和5年3月3日付で 「契約制度及び契約案件に関する手引 き」を改訂し、更に今回の事例を用いて、契 約期間を令和5年3月7日から同 月19日までと定めている。	協会は、令和5年3月3日付で 「契約制度及び契約案件に関する手引 き」を改訂し、更に今回の事例を用いて、契 約期間を令和5年3月7日から同 月19日までと定めている。
77	建設局 (公 益財團法 人園 林 業 協 会)	協会は、新規事業開拓要綱によれば、契約期 間の変更が生ずる場合には契約変更手 續を行わなければならぬ。また、自 由トアップを実施させたいトアップを実 施させたい場合は、令和3年4月8日 から同年4月26日までであ るため、協会は契約書に定められた契約 期間外にライトアップを実施させて 手續を行うべきもの	協会は、令和4年10月28日開催 の維持係長会議及び同年11月15日 開催の公園事業部課長・副課長会議並びに同 月会議において、指摘事項を周知し、 契約事務が適正に行われるよう注意喚起 した。【2-2】	協会は、令和4年10月28日開催 の公園事業部課長・副課長会議並びに同 月会議において、指摘事項を周知し、 契約事務が適正に行われるよう注意喚 起した。【2-2】	協会は、令和4年10月28日開催 の公園事業部課長・副課長会議並びに同 月会議において、指摘事項を周知し、 契約事務が適正に行われるよう注意喚 起した。【2-2】
1	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○ ○	協会は、石神井公園の野外卓球場と 樹木管理のため、工事契約を締結し 木と枯損木伐採1本を行い、その発生 材処理を行っている。	協会は、令和5年2月24日に契約 金額は足りないとして1-2万5,200 円を支払った。【1-1】	協会は、令和5年3月13日付で 「契約制度及び契約案件に関する手引 き」を改訂し、今回の場合には契約変 更手續を行うことを明記した。	協会は、令和4年10月28日開催 の維持係長会議及び同年11月15日 開催の公園事業部課長・副課長会議並びに同 月会議において、指摘事項を周知し、 契約変更手續及び手續の確認が適 正に行われるよう注意喚起した。 【2-2】
2	エ ア イ ウ エ ア イ ウ エ ○ ○	協会は、新規事業開拓要綱によれば、契約期 間の変更が生ずる場合には契約変更手 續を行わなければならぬ。また、自由 トアップを実施させたいトアップを実 施させたい場合は、令和3年4月8日 から同年4月26日までであ るため、協会は契約書に定められた契約 期間外にライトアップを実施させて 手續を行うべきもの	協会は、新規事業開拓要綱によれば、契約期 間の変更が生ずる場合には契約変更手 續を行わなければならぬ。また、自由 トアップを実施させたいトアップを実 施させたい場合は、令和3年4月8日 から同年4月26日までであ るため、協会は契約書に定められた契約 期間外にライトアップを実施させて 手續を行うべきもの	協会は、新規事業開拓要綱によれば、契約期 間の変更が生ずる場合には契約変更手 續を行わなければならぬ。また、自由 トアップを実施させたいトアップを実 施させたい場合は、令和3年4月8日 から同年4月26日までであ るため、協会は契約書に定められた契約 期間外にライトアップを実施させて 手續を行うべきもの	協会は、新規事業開拓要綱によれば、契約期 間の変更が生ずる場合には契約変更手 續を行わなければならぬ。また、自由 トアップを実施させたいトアップを実 施させたい場合は、令和3年4月8日 から同年4月26日までであ るため、協会は契約書に定められた契約 期間外にライトアップを実施させて 手續を行うべきもの

80	建設局 益田市公園 協会	(公 東京都公園 協会)	管理運営業 務によって 公有財産に係 る取扱いを 適正に行う べきもの	指定期間者管理運営業務の手引きで は、次の手続が定められている。 ①指定管理者料で工作物等を取得する場 合は、事前に東部公園緑地事務所に 相談すること ②工事が完了した際には、速やかに東 部公園緑地事務所に報告すること ③東部公園緑地事務所は、報告することを 検討し、公有財産登録の必要に係る資料 と判断したとき、毎月の履用確報書に当該工 事の提出を求めるなど所要の手続を執 ること ④協会は、瑞江議所敷地に施設物集 積場所に設置する工事を施工したが、工 事を終了した際に、③の手續を執らな かったことが認められた。 そのため、監査令(令和4年1月10 日)登録。当該工作物が公有財產 台帳に登録されておらず、適正でな い。 協会は、管理運営業務によって取扱 する公有財産に係る手続を適正に行わ れたい。
81	建設局 （公 益田市公園 協会）	指定管理者 の従業者 の雇用等 の取扱い べきもの	都立神代植物公園の管理に関する基 本協定として開かれる権事の実施に當 つて、從つて業務を実施しなければなら ないとの定められている。手引では、 協会が園地などになつて行う権事について は、園地などの公園施設を担当する事務所 であつても、占用許可を要しないもの のことである。協会は、令和2年1月 14日に神代植物公園芝生広場の一部 映会を開催する旨を協会は、同月 13日付で西部公園緑地事務所宛て公 園占用許可申請を行い、所は同日これ に対する許可を与え、協会は占用料 5,688円を納付したことが認められ た。この取扱いは、手引に従つたも のではなく、適正でない。 協会及び局は、手引に従つて公園の 占用許可事務を行われたい。	協会は、令和4年1月26日に東 部公園緑地事務所に提出した。 部公園緑地事務所は、必要となる関 係資料を提出し、東部公園緑地事務所 に財産台帳登録に必要となる関 係資料を提出し、東部公園緑地事務所 に財産台帳登録を完了した。 【1】公園緑地部は、手続の漏れを防止す るから公園緑地事務所管轄に當たる工 事所に於ける執行状況調査の提出を求める こととして、令和5年度向けの指定管理 者手續を改訂した。 【2】また、令和5年1月19日付通知文 により、合令和5年1月19日付通知文 手續について、改めて指定管理者へ向 け徹底を図るよう、各公園緑地事務所 に注意喚起した。【2-1】 協会は、令和4年1月28日開催 の維持委員長会議で同月15日手 引に基づき公有財産に係る手續を「適正」 に行うよう注意喚起した。【2-2】
1	アイ ウエ アイ ウエ ○○	1 アイ ウエ アイ ウエ ○○	2 アイ ウエ アイ ウエ ○○	◎
2	アイ ウエ アイ ウエ ○○	1 アイ ウエ アイ ウエ ○○	2 アイ ウエ アイ ウエ ○○	◎

① 会社は、「新封入封締機室設置およびレイアウト変更工事について」の契約を指名競争入札により締結している。本契約について見たところ、簡易なレイアウトが添付され、什器・機器の種類や数量等の作業内容が不明瞭なものになっている。予定価格を設定する際は、本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。また、会社は本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。
② 会社は、「新封入封締機室設置およびレイアウト変更工事について」の契約を指名競争入札により締結している。本契約について見たところ、簡易なレイアウトが添付され、什器・機器の種類や数量等の作業内容が不明瞭なものになっている。予定価格を設定する際は、本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。また、会社は本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。

85	水道局(東京水道株式会社)	作業の内容等を明確に記載するべきもの	1 イ 2 ウ 3 エ 4 ア 5 オ 6 チ 7 ェ	1 イ 2 ウ 3 エ 4 ア 5 オ 6 チ 7 ェ
----	---------------	--------------------	---	---

① 今後、レイアウト工事等の同様の契約において作業内容や条件等を明確にして仕様書を作成するため、機器等の記載を明記すべき事項のチェックリストを作成した。 [2-1]
② 会社は、仕様書及び機器等の記載が添付され、什器・機器の種類や数量等の作業内容が不明瞭なものになっている。予定価格を設定する際は、本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。また、会社は本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。
③ 会社は、仕様書及び機器等の記載が添付され、什器・機器の種類や数量等の作業内容が不明瞭なものになっている。予定価格を設定する際は、本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。また、会社は本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。
④ 会社は、仕様書及び機器等の記載が添付され、什器・機器の種類や数量等の作業内容が不明瞭なものになっている。予定価格を設定する際は、本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。また、会社は本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。
⑤ 会社は、仕様書及び機器等の記載が添付され、什器・機器の種類や数量等の作業内容が不明瞭なものになっている。予定価格を設定する際は、本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。また、会社は本契約の受注者から下見積書を提出しているが、その下見積書を見ると、作業内容によりその早朝や夜間等作業時間の条件があること、必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これららの内作業の条件等を仕様書に記載してある。

【意見・要望事項】		
番号	対象局 (団体)	
事項	監査結果の要約	
89	都市整備局 (株式会社 多摩ニユ センター)	<p>会社は、平成29年3月に、令和1~8年度までの長期修繕計画を策定し、収支計画書等により、その時点での長期的資金需要を把握している。工事状況及び次年度工事実施計画に従い常時に最新の状況を維持すること、取り組むべき事項を適切に反映し直近5か年ほどは特に実施に向けて精査することに基づき、長期修繕計画を毎年年度更新している。</p> <p>この計画について見たところ、受電設備工事が、3年間にわたり実施することとなつたが、これが次年度以降の実績及び改年度の工事実施計画を表す「大規模修繕一覧」(100万円以上)2016~2036年度計画に反映されていない。</p> <p>複数年度にわたり実施する改修や工事について、複数年度に分けて計上している場合と、初年度で一括計上している場合があるなど、長期修繕計画について</p> <p>会社は、令和5年2月に長期修繕計画と大規模修繕一覧(100万円以上)の作成方法を見直し、複数年度に亘る工事について、年度ごとに支払金額を計上するように統一した。 [1-エ] また、会社は、令和5年2月14日に、会社の全体会議において、この度の指摘内容を使用して、注意喚起を行さるに、令和5年2月14日には、収支計画を作成する総務部門と長期修繕計画を作成する施設部門との間で定期ミーティングを開催し、担当間での情報共有に取り組んだ。 [2-エ]</p>

89

株式会社
多ターン開発センター

長期修繕計
画について

ない。複数年度にわたり実施する改修や工事について、複数年度に分けて計上している場合と、初年度に一括計上していける場合があるなど、長期修繕計画への計上の仕方が異なっている。

長期修繕計画の運用ルールに照らせば、編及び最初の計画を表すものであり、その策定や修正に当たっては、実現可能性を検え、費用面での調整を行つていていること、また、長期修繕計画は、収支計画をはじめ、所有ビルの設備更新に係る経営判断において重要な材料であることから、これに資する有効なものとするため、最新の施工状況等や契約等に基づく資金需要の時期・金額等を反映・精査し、的確に更新することが肝要である。

会社は、長期修繕計画の進捗管理及び更新、収支計画への反映により的確に行うなど、長期修繕計画について、最適化を図ることが望まれる。

1				
アイ	ウ	エ	アイ	ウ
◎				
○				

90	建設局(法人公園協会) 委託金額の支払要件について	合和2年度における協会の管理運営業務の実施状況報告を見たところ、新型コロナウイルス感染症の大規模拡大に伴う緊急態勢宣言が見出されたため、実施できなかったものがある。これが認められた。	協会は、感染症等の不測の事態に伴う事業の中止により、契約の履行ができないとなった際の支払要件について仕事手帳に記載し、令和5年1月16日から運用を開始した。 【1-エ】	協会は、令和5年3月27日付通知文及び同日開催の公園事業部部署課長会において今回の意見内容及び新たに登録書の運用の徹底について周知した。 【2-エ】
91	建設局(法人公園協会) 委託金額の支払要件について	合和2年度における協会の管理運営業務の実施状況報告を見たところ、新型コロナウイルス感染症の大規模拡大に伴う緊急態勢宣言が見出されたため、実施できなかったものがある。これが認められた。	協会は、感染症等の不測の事態に伴う事業の中止により、契約の履行ができないとなったところ、協会は、フローラルコンサートに係る出演委託契約及び音響委託契約について、当日荒天かつ天候の回復が見込めない場合に、協会と受託者との協議の上中止とした様子を確認し、契約金額変更をしない旨の仕様書を提出された。	協会は、令和5年3月27日付通知文及び同日開催の公園事業部部署課長会において今回の意見内容及び新たに登録書の運用の徹底について周知した。 【2-エ】
		1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	

92	建設局(法人道路整備保全公社) (八重洲駐車場における大規模修繕及び中規模修繕に付随する大規模修繕について) 要点を重視して表示	大規模改修後の八重洲駐車場のトイレについて見たところ、次のような状況が見受けられた。 ① 地下1階及び地下2階のトイレにて、通行者通過等からの認識が容易な壁面から直角に張り出した表示板等がないこと、トイレの正面が見えないことが認められた。 ② 地下1階及び地下2階トイレのうど音響等が階段及び非常口で、天井に近づいた場合において、表示板等がねじらめたり、見つけられることが認められた。また、部は、令和5年1月27日に指定期間を周知し、指定管理者の施設点検において、利用者様点を重視して、注意喚起した。 【2-ウ】	道路管理部は、令和5年2月17日付で車両施設に対する技術的な規制表及び運送フローを作成した。 【2-ツ】 また、令和5年2月22日開催の部課長会にて、省内関係者へ意見内容及び今後の組織体制について周知徹底した。 【2-エ】	令和4年10月下旬に、利用者の利便性向上のため、天井から吊るされた階段等の施設案内表示などにトイレの表示を追加した。 【1-イ】 令和5年2月22日開催の部課長会にて今回の意見を周知し、注意喚起した。 また、部は、令和5年1月27日に指定期間を周知し、指定管理者の施設点検において、利用者様点を重視して、注意喚起した。 【2-エ】
		1 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	2 アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	

〔令和3年・令和4年行政監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要
			措置区分		
93	福祉保健局	（一般廃棄物に契約単価で内訳及び消費税を記載し、内訳及び消費税を正しく支出しべきものについて）	局は、宿泊療養施設等から排出される一般廃棄物について、単価契約により収集運搬を委託している。契約を起案する際には、予定単価の内訳を収集運搬代金と処分手数料とに区分して、支出科目をそれぞれ収集費及び委託料として算出するととともに、処分手数料には消費税率を加算しないことを記載しておくべきである。契約書の内訳書にも、単価において必要な部分を収集1回当たり〇円（処分手数料込）又は収集量1kg当たり〇円（処分手数料込）としているが、金額によっての案件で契約単価を収集運搬代金と処分手数料とに区分しておらず、支出科目を役務費のみとしており、それぞれ収集回数又は収集量に、契約単価全額を乗じた上で消費税を加算して支払っていることが認められた。局は、処分手数料に当たる金額を適切に行っているが、また、消費税の計算も適切に行っているが、されば、契約単価の内訳が明確にされていないことから、支払われ、処分手数料には消費税を加算していないことを確認することができない。	局は、宿泊療養施設等から排出される一般廃棄物について、単価契約により収集運搬を委託している。契約を起案する際には、予定単価の内訳を収集運搬代金と処分手数料とに区分して、支出科目をそれぞれ収集費及び委託料として算出するととともに、処着手数料には消費税率を加算しないことを記載しておくべきである。契約書の内訳書にも、単価において必要な部分を収集1回当たり〇円（処分手数料込）又は収集量1kg当たり〇円（処下手数料込）としているが、金額によっての案件で契約単価を収集運搬代金と処分手数料とに区分しておらず、支出科目を役務費のみとしており、それぞれ収集回数又は収集量に、契約単価全額を乗じた上で消費税を加算して支払っていることが認められた。局は、処分手数料に当たる金額を適切に行っているが、また、消費税の計算も適切に行っているが、されば、契約単価の内訳が明確にされていないことから、支払われ、処分手数料には消費税を加算していないことを確認することができない。	感染症対策部は、令和5年1月31日内付通知文により、監査指標事項を部内周知し、契約単価の内訳及び消費税率の扱いを明記し適正な支出科目で契約・支出するよう指示することで、再発防止の徹底を行うこととする。 【2-2】 令和5年年度準備契約の起算に当たり、予定単価を収集運搬代金と処分手数料に区分して、支出科目をそれぞれ役務費及び委託料とした。契約書の内訳書には、単価の内訳と処分手数料に消費税率を加算しないことを明記した。 【2-3】 内訳と処分手数料に消費税率を加算しないことを明記した。
		1	2		
		アイウエ	アイウエ		
		○	○		

1	2			
アイ ウ エ ア イ ウ エ ○	アイ ウ エ ア イ ウ エ ○			

(一般廃棄物収集運搬に付随する予定単価を適切に積算するもの)

福祉保健局

94

局は、宿泊療養施設の一般廃棄物取扱い契約について、契約更新に当たっては更新前の契約の單価を予定単価とし、施設ごとの違いについてはその理由を精査していなかった。このため、次の状況が認められた。

仕様書の内容が同じで排出場所のうち私が異なる条件について、同一部署で同一日単価に大きな差が生じておらず結果として要約單価よりも予定単価が生じている例が多數な場合がある。経済的な理由は認められず、経済的な積算とは言えない。仕様書の内容は変わらず、想定排出量も同一である結果によって同一部署で同一日単価に大きな差が生じておらず結果として要約單価よりも予定単価が異なる合理的な理由は認められず、経済的な理由は言えない。③想定排出量が倍増しているにもかかわらず、予定単価と同額とした結果、複数ある想定排出量の増加に伴って予定単価に含まれる処分手数料が増加するのであるから、予定単価を増額しなければ契約不調となるおそれがあり、また、受託者を不当に圧迫することになる。受託者から各事例について、局は、こ基についてのヒアリングや差勢価格を更新前の契約単価と同額としたとしているが、ヒアリング及び差勢価格の調査に関する記録は残されていないことから、契約手続を行った理由は明らかでない。

局は、一般廃棄物取扱い委託契約について、積算に関する資料や記録を残したもので、予定単価を適切に積算されたい。

感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を周知し、近接した施設等は、仕様書の内容を同一であれば統一して予定単価を適用することで、再発防止の徹底を図った。【2-2-1】

令和4年度から近接した施設をまとめて一般廃棄物取扱い委託契約をまとめ、同一の仕様書を見直しておらず、単価の統一による予定単価の積算を行つよう、また、積算の根拠資料を残すことで予定単価を適切に積算するよう指示することにて、再発防止の徹底を図った。【2-2-2】

令和4年度準備期間で、同一の仕様書で同一の予定単価で予定単価を適切に積算していなかった。【2-2-3】

仕様書の内容を同一で予定単価を適切に積算していなかった。【2-2-4】

95	福祉保健局	(一般施設 物収集運搬 について) 委託契約に 見合った支 払べきもの	多くの宿泊療養施設の一般施設業物収集運搬委託契約では、収集1回当たりの単価で契約しており、1回当たりの想定排出量は1~2~0kgの袋5~10個程度である。1袋当たりの重量は1~10kg相当と算定できるため、1回当たり5kg程度を収集した場合に適切な金額となる。施設の収集実績を見たところ、全体で7~8~1回の収集のうち、4~5kg(想定の9割)以上収集していこことは、現実が認められた。また、1回当たりの平均収集量は約3~1~4kgであり想定強度にとどまっている。物収集運搬料が含まれており、上記のことから500kg分の処分手数料が含まれていることから、500kg分の処分手数料は3~8~0万円余りであるのにに対し、想定強度は2~2~4万余円である。施設業物の排出量は利用者の多寡によって増減するのであるが、これらの単価は合理的ではなく、排出量が少量化の場合は考慮した上で、収集の支払額を設定する。一般的な施設業物収集量に見合った代金を支払うべきである。	感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、一般施設業物収集運搬委託契約においては、収集量に見合った支払とならないよう指示することとし、予定期間5年度準備契約においては、予定期間5年度準備契約と処分手数料による支払と見合った支払とされた。【2-1】	内閣府通知文により、監査指摘事項を部内周知し、一般施設業物収集運搬委託契約においては、収集量に見合った支払とならないよう指示することとし、予定期間5年度準備契約においては、予定期間5年度準備契約と処分手数料による支払と見合った支払とされた。【2-1】	内閣府通知文により、監査指摘事項を部内周知し、一般施設業物収集運搬委託契約においては、収集量に見合った支払とならないよう指示することとし、予定期間5年度準備契約においては、予定期間5年度準備契約と処分手数料による支払と見合った支払とされた。【2-1】
96	福祉保健局	(宿泊療養 施設運営に 係る物品購 入等のため の資金前渡 の事務処理 について) 委託契約に 見合った支 払べきもの	宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの
97	福祉保健局	(宿泊療養 施設運営に 係る物品購 入等のため の資金前渡 の事務処理 について) 委託契約に 見合った支 払べきもの	宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの
98	福祉保健局	(宿泊療養 施設運営に 係る資金前 渡の事務処 理について) 委託契約に 見合った支 払べきもの	宿泊療養施設運営に係る資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの

98	福祉保健局	(宿泊療養 施設運営に 係る資金前 渡の事務処 理について) 委託契約に 見合った支 払べきもの	宿泊療養施設運営に係る資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの	宿泊療養施設運営に係る資金前渡の事務処理についての委託契約に見合った支払べきもの

99	福祉保健局	宿泊療養施設運営委託による個人情報の保護に関するべきもの	局は、宿泊療養施設の運営に当たって、委託を行っている。ついで、個人情報を取扱いについて、個人情報条例では、委託しようとする場合、実施機関は、個人情報の保護に留意し必要なら十分が適切な監督を行わなければならぬとされている。また、「東京府施行規則第11条(個人情報の保護に関する事項)」では、「委託の趣旨に応じて、個人情報の保護に関する事項等の事項を契約書等に記載すること」とされており、宿泊療養施設運営委託における個人情報の保護に関するべきもの	局は、宿泊療養施設の運営に当たって、委託を行っている。ついで、個人情報条例では、委託しようとする場合、実施機関は、個人情報の保護に留意し必要なら十分が適切な監督を行わなければならぬとされている。また、「東京府施行規則第11条(個人情報の保護に関する事項)」では、「委託の趣旨に応じて、個人情報の保護に関する事項等の事項を契約書等に記載すること」とされており、宿泊療養施設運営委託における個人情報の保護に関するべきもの	局は、宿泊療養施設の運営に当たって、委託を行っている。ついで、個人情報条例では、委託しようとする場合、実施機関は、個人情報の保護に留意し必要なら十分が適切な監督を行わなければならぬとされている。また、「東京府施行規則第11条(個人情報の保護に関する事項)」では、「委託の趣旨に応じて、個人情報の保護に関する事項等の事項を契約書等に記載すること」とされており、宿泊療養施設運営委託における個人情報の保護に関するべきもの
100	福祉保健局	個人情報の保護に関するべきもの	局は、自宅療養者向け健康観察システムを運用するに当たり、外部サービスのクラウド(TEAM)、及び通信サービスのクラウド(TEAM)を利用して、自宅療養者の健康状態に係る機密性Aの情報を取り扱っている。東京都都済事業部では、「クラウドサービスにて機密性Aの情報を取り扱う場合は、あらかじめC I S Oの許可を得ること」としている。そこで、健康観察システムについて確認したこと、C I S Oの許可を得ることで、再発防止の徹底を図った。	局は、自宅療養者向け健康観察システムを運用するに当たり、外部サービスのクラウド(TEAM)、及び通信サービスのクラウド(TEAM)を利用して、自宅療養者の健康状態に係る機密性Aの情報を取り扱っている。東京都都済事業部では、「クラウドサービスにて機密性Aの情報を取り扱う場合は、あらかじめC I S Oの許可を得ること」としている。そこで、健康観察システムについて確認したこと、C I S Oの許可を得ることで、再発防止の徹底を図った。	局は、自宅療養者向け健康観察システムを運用するに当たり、外部サービスのクラウド(TEAM)、及び通信サービスのクラウド(TEAM)を利用して、自宅療養者の健康状態に係る機密性Aの情報を取り扱っている。東京都都済事業部では、「クラウドサービスにて機密性Aの情報を取り扱う場合は、あらかじめC I S Oの許可を得ること」としている。そこで、健康観察システムについて確認したこと、C I S Oの許可を得ることで、再発防止の徹底を図った。

101	産業労働局	(協力金等を十分に確保するため、令和5年2月13日に、契約時利用して提出、事務処理等を十分に確保する旨)を記載した書類を提出する旨を申請者の所と確認した。	局は、飲食店等に対する營業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金支給事業及び休業要請・營業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金等支給事業を実施するに当たり、審査等の業務を行う旨を仕様書等に定めている。これらの実施状況について見たところ、必要な報告書等が提出されないと認められることがございました。このことは、当該協約は申請者の所と確認された場合、十分になされないままであることは適正でなく、また、仕様書等が提出されないまま、支払ったことは適正でない。局は、受託者への必要的な書類を提出させ、業務の管理を適正に行われたい。	局は、飲食店等に対する營業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金支給事業及び休業要請等を行う大規模施設に対する協力金等支給事業を実施するに当たり、審査等の業務を行う旨を申請者の所と確認した。
102	産業労働局	（ア）イ）ウ）エ）ア）イ）ウ）エ）◎）○	（ア）イ）ウ）エ）ア）イ）ウ）エ）◎）○	（ア）イ）ウ）エ）ア）イ）ウ）エ）◎）○
1	2	1	2	1

東京便番号113-0001
東京都文京区白山一丁目十三番七号
印刷所勝美印刷株式会社
電話○三(三八一二二五二〇一)
郵便番号163-8001
郵送料を含む。
定期本号
一箇月六、六〇〇円
電話○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京便番号113-0001